

# 京師帝國大學經濟學會 經濟論叢

第二號 第十二卷

大正四年八月一日發行

## 論叢

商書周書

に見はれたる政治經濟思想

法學博士 田島 錦治

公益上の免稅

法學博士 神戶 正雄

運賃論見たる繫船同盟と海運同盟

法學士 小島昌太郎

自殺統計論

法學博士 財部 靜治

## 說苑

徳川時代岡山江戸間の海運

經濟學士 黒 正 巖

リカアドに於ける勞働價值法則の妥當性に就いて

經濟學士 森 耕二 郎

## 雜錄

近世農村の性質

經濟學博士 本庄榮治郎

社會統計てふ名目の意義

法學學士 財部 靜治

手形交換制度の先驅としての里昂のベイマン

經濟學士 小川福太郎

物價の變動と從量稅

法學士 沙見 三郎

## 法令

漁業共 施設獎勵規則・漁業財團抵當登記取扱手續・職業紹介法施行令中の改正・關東州の生産に係る物品の輸入税の免除に關する法律・國有林野火防組合規程・預金部預金を郵便貯金に振替の件

(禁轉載)

# 自殺統計論 (三)

財部 靜治

## 目次

### 第二節 自殺統計の困難

- 一、自殺統計の困難
- 二、Raths の一推測
- 三、Beckh の警告

### 第三節 自殺統計論の研究目的

- 一、自殺統計に關する學問上の取扱
- 二、諸類別比例
- 三、自殺の動機統計觀
- 四、自殺統計と自山意志問題

## 第二節 自殺統計の困難

一

自殺につき統計的研究の目的を貫くためには、道德統計論中此部分の研究範圍に歸すべきもの

論叢 自殺統計論

第二十一卷 (第二號 七五) 二二三

を、悉く統計的説示により捕捉せんことを期すべし、この目的上原則的には、目的を達せざりし自殺未遂の大量も亦考察せらるべき筈なりと雖も、この方面に向ひ統計的悉皆調査を、遂ぐるの望は今日尙斷念せらるゝの要あり、唯諸國中假令ば西班牙及英蘭、並に諸都市中假令ば維也納の如き、之が例外とすべきものあるを注意すべきと共に、警察統計又處によりては司法統計が、一層刷新せらるゝことにより、將來は従前に比し一層豊富なる材料授けられんことを期し得べし、之と共に之が補充報告材料視すべきものは、私的統計調査の方法により、時として新聞記事等を利用して、之を集めんとするの試みなしとせざりき、而して自殺の頻繁程度は、自殺未遂の統計により示され得べき自殺の傾向中、些細なる一部分のみを顯はし得るのみなるべし、蓋し報告に上れる自殺未遂數を以てするも、尙自殺數に勝れるの例あればなり、即ち維也納に於ては一八九三乃至一九〇〇年に、自殺三、一八九ありし以外に、報告されたる未遂三、五六三ありき。<sup>\*</sup>されど又遂行されたる自殺の統計的察取問題につきても、その他一般人口統計より道德統計材料を汲みとる場合に、遭遇せざるが如き特色を伴ふ、詳言すれば一般人口統計特に離婚統計の範圍に於ける大量現象は、特に裁判手續に訴へて離婚を決定する諸國にありては、確實に限定せらるべく、然らざるも公法の特別規定により確かめらるべき大量に關するも、遂行されたる自殺につきて見るに、一切の場合に確かなりとすべきものは、死亡の事實そのものに限らる、Morselliが「何物も

\* cf. Schnapper-Arndt, op. cit., S. 577.

屍骸の如く、明確又客觀的なるはなし「Nulla è più evidente, più obiettivo d'un cadavere」氣短かに主張せるは、此限度に於てのみ眞なり、その以上に死因を自殺として限定し、かくて之を他殺、變死又は自然の死亡と區別することにつきては、多數の場合に他の道徳統計現象同様に確かなる根據を缺けり、第一に前にも一言せる如く、自殺行爲と死亡生起との間に永き時日挿まり、その間數週數ヶ月を経過し、虞らくは又數年に及ぶがために、査定に大困難を告ぐべき、事例起ること珍しからず、自殺の意志ありし者、自宅又はその他の私的看護に委ねられ、又は醫師を替へたりとせんか、死因査定の方法上自殺の統計的査定は殆んどその望なし、その人が公けの病院に收容さるゝ場合にありても、醫師の診斷を経たる傷害又は病氣による死因報告中、多くの場合に自殺行爲を殆んど不問に付す、又凡て是等の場合に何等重大の結果を伴はざりし、自殺未遂は全く不問に付せらるゝ、次に一般に自殺の疑ある事例につき、最も注意深き診斷を行ひ、又その行爲のあらゆる事情を斟酌するに拘はらず、明確の決定を下し兼ねべきことは珍しからず、死亡の事實を届出でたる私人の此點に關する認定も、役所の手に渡り、依りてその事件を取扱へる行政廳又は裁判所により下されたる査定も、決して確實の根據によれることなくして、寧ろ多少の根據によれる推測を本とす、されば中にも痴情關係の疑を伴へる自殺の如き、事件の眞相を確かめ兼ねる場合少からず、かくて世の噂に上りても、「世間といふものは、解決が好きだから、警察が

\* cf. Wadler, op. cit., SS. 660—662.

殺人犯の自白を迫るより、もつと亂暴に「判定し去る(本年四月三十日大阪毎日新聞夕刊参照)」とせらるゝに至る、その外尙統計の原材料として記録されたる原報告につき後に確かめられたる正誤あるに拘はらず、之に相應して統計を動かせることなきがために、幾分の不定を惹起することあるべきことも注意すべし。

かく不確實の元素あるがために、實際の自殺が全く自殺として認識されざるか、或は親近者により自殺として認識せらるゝに拘はらず、自殺として報告されず、かくて官廳の記録上自殺として記録されざるの結果を生じ得べし、特に従前にありては自殺行爲に、何れの國にても殆んど皆手答へある不利益を伴はしめ、寺院法にありては今日尙内規に屬すべき規定あり、現今多くの國の民法は全く此問題を取扱はざるも、數國(英、西、帝政露、瑞典)の刑法は、自殺未遂及之が煽動又は幫助に刑の制裁を付するの事情あると、並にその他の社會的不利益を免れんとするの希望とに促され、自殺數の査定を一層困難ならしむるの結果を生ず、自殺者の家族は死者に對する敬吊のため、又家族のことを顧み教會關係の結果を氣遣ふために、遂行されたる自殺の事實を、出来るだけ秘密に付し又は陰蔽することに大なる興味を惹く、此點に付此種の事例に關する死亡廣告の文句は、心理的に注目値あり、即ち自殺につき何事をも告げず、殆んど常に變死又は普通の死亡によるものとす、<sup>x</sup>而して凡て右の如き場合官廳の自殺數は、過少に報告せらるべし。されど又

\* cf. Wadler, op. cit., S. 66f.

他の一面に於て自然の死因特に又變死が、自殺の外觀を呈せるがために、當該事例を自殺中に算入するに至るが如き場合も起る、この點につき特に劇藥自殺に關聯して、藥物誤用による死、毒殺、飲食物の中毒による死亡が、自殺と誤認せらるゝの例少からざるを注意すべし、次に又發見されたる屍體特に溺死者を、死因の記録上普通なる處置として、自殺に組入るゝは特に意義あり、されば官廳の自殺數には、實際自殺の脱漏を伴ふのみならず、その中には實際上自殺たらざる事例を、不正に算入せるものをも含むことを、何時も銘記するの要あり、(社會統計論綱再版四九五及四九六頁參照)その外尙國別又は地方別の自殺統計につきては、その統計中に旅行者の自殺も亦計入さるべきも、嚴正に論ずるときは、是等はその本國又は常住地に歸すべきものなり、旅行心及旅行の便易に富める現時代にありては、かゝる事例は決して稀ならず、否自殺の頻繁率につき、第一位に立てる Monaco 國は、此名聲を一に外來漫遊者の自殺により得るものなり、而して此事例につきては、之が理由を發見するに困ます。<sup>\*</sup>

記録に洩れたる自殺の事例につきては、如何なる計數的査定及見積をも、施し兼ねるは自明なれど、不當に自殺に算入せるもの、可能的に存在すべしき事例の割合につきては、周到に分類されたる自殺統計上、之を窺はしむることゝなし得べし、普國統計は可能的に存在すべしき不當の算入を、決定するの目的に出づる、統計材料を授くるものゝ一例として擧げ得べし、即ちその統

\* cf. Schnapper-Arndt, op. cit., S. 578.

計によれば自殺に數へ込みたる事例中、可能的に不當に算入せりとすべきもの二種を示せり、他人による殺害の疑ありとなすものはその一なり、變死の可能を全然問題外とはせざるものはその二なり、一九〇七年の例によるに、普國の自殺七六四三中、第一種のもの一六、第二種のもの二三四あり、從ひて同年に於ける自殺中、不當算入の方面に於ける不定係數は、三・三%とすべきこととなる。

全體として一般に假定し得べし、脱漏の數は誤りて算入せらるゝものゝ數に勝るべく、從ひて又一切の自殺數は、一般に過少に示さると、されど之と共に又脱漏の割合は、特に地方別及社會階級別上、決して齊一の大きを示すことなきを、銘記するの要あり。

## 二

右の趣旨に關聯し Raths, Die Häufigkeit der Selbstmorde in den grösseren Orten des Deutschen Reichs. Med. stat. Mitt. des Gesundheitsamtes 1895, II. S. 175 u. ff. は注目すべき表徴立證の一事例を指摘したり、即ち氏は計數に證據を求めつゝ、獨逸帝國自殺數の地方別によるに、低き自殺數と非業の他の死亡、換言すれば變死の高き數との間に、著しき符合を發見することを指摘し、かくて低き自殺數を有する地方にては、自殺者の遺族がその望を達するの見込ある限り、自殺の代りに變死を死因として登録することを選び、由りて埋葬に際し、自殺により死せるその親

族の屍體に、何かの侮辱加へらるゝことを防がんとするは珍しからずとの、推測を下したり、かく自殺は外聞により左右さるべき以外に、親族により示さるゝ特別の人身的關係は、此點につき影響する所多しとすべきや、前にも述べし所なるが、此事情も亦地方により社會階級により、相違を示すべく、引いて又自殺の陰蔽上不齊一を生せしむとすべし、兎に角變死數と自殺數との間に、逆行の關係ありとせる Raths の假説に關し、同氏が論據として利用せる計數は、學問上動かすべからざる論結を、下さしむるに足らずとすべきも、その問題は綿密なる學問的特別研究の、題目たらしむるの値あり、之につき瑞士一八八一乃至九〇の十年間に關して現存せる研究は、Raths の推測とは反對の結果を示す。而して Raths の推定及かゝる統計技術上の誤謬により、計數の脱漏を生むの例あることは、人口動態統計の他の範圍にも示さる、即ち死産の頻繁度數と、乳兒死亡とは同様な關係に立てり。<sup>\*</sup>

### 三

右の如き事情あるため、永年の間伯林市統計の傑出せる主宰者たりし R. Bookh を促し、自殺統計に對し一概に疑を挿ましめ、信賴すべき自殺統計の可能を拒ましむるに至れり、氏は伯林市統計年報 *Statistisches Jahrbuch für die Stadt Berlin* 中、外觀上自殺行はれたりとすべき、事例の數を重ねて特に掲げたることを、年々附記したり、而も亦その計數は「統計學者界により」、希望

\* cf. Wadler, op. cit., 662.

せらるゝ所なるを以て、之を報告するものなりとし、その數の不完全なるや顯著なり、蓋し自殺の事實は多くの場合に明かにせられず、その事例の一部は多分變死の目中に算入さるべきのみならず、定義よろしきを得たる一病名を、付せらるゝことなき他の死因中にも亦含まるべきを以てなりとせり。是等の困難たる素より眞面目なる統計家としては、銘記するの要ある所なるも、之がために自殺統計を全く排斥するは、角を矯めんがために牛を殺すの類にして、道徳統計論よりその重要な支柱を奪はんとするものたり、假りに之を是認せんか、その道理上刑事統計全部をも、亦無意義とするの要あること、ならん、素より自殺統計の研究目的を果さんとするに當り、惹起さるべき右の特色に鑑み、此範圍に於ける材料收得につきては、出來る丈け良成績を擧げんことに、特別の注意を注ぐべきのみならず、その計數の利用特にその國際比較につきては、批判的評價を怠るべきに非ず、唯之を一括して考ふるに、特殊の事例につき遭遇すべき、右の不確實あるに拘はらず、別に又確實に査定されたる事例の、特別精選大量備はるを以て、その大量の模様を察し、かくて意義ある自殺現象の道徳統計的評價を、之に伴はしむるを得べく、現に又全結果の一部とすべきに拘はらず、特に自殺大量の形態學的類別によりても、屢々その關係につき可なり明確なる洞察を遂げしむるは著名なり。

# 自殺統計論 (二)

財部 靜治

目次

第二節 自殺統計の困難

一、自殺統計の困難

二、Raths の一推測

三、Beckh の警告

第三節 自殺統計論の研究目的

一、自殺統計に關する學問上の取扱

二、諸類別比例

三、自殺の動機統計觀

四、自殺統計と自由意志問題

## 第二節 自殺統計の困難

一

自殺につき統計的研究の目的を貫くためには、道德統計論中此部分の研究範圍に歸すべきもの

論叢 自殺統計論

第二十一卷 (第二號 七五) 二三三

を、悉く統計的説示により捕捉せんことを期すべし、この目的上原則的には、目的を達せざりし自殺未遂の大量も亦考察せらるべき筈なりと雖も、この方面に向ひ統計的悉皆調査を、遂ぐるの望は今日尙斷念せらるゝの要あり、唯諸國中假令ば西班牙及英蘭、並に諸都市中假令ば維也納の如き、之が例外とすべきものあるを注意すべきと共に、警察統計又處によりては司法統計が、一層刷新せらるゝことにより、將來は従前に比し一層豊富なる材料授けられんことを期し得べし、之と共に之が補充報告材料視すべきものは、私的統計調査の方法により、時として新聞記事等を利用して、之を集めんとするの試みなしとせざりき、而して自殺の頻繁程度は、自殺未遂の統計により示され得べき自殺の傾向中、些細なる一部分のみを顯はし得るのみなるべし、蓋し報告に上れる自殺未遂數を以てするも、尙自殺數に勝れるの例あればなり、即ち維也納に於ては一八九三乃至一九〇〇年に、自殺三、一八九ありし以外に、報告されたる未遂三、五六三ありき。<sup>\*</sup>されど又遂行されたる自殺の統計的察取問題につきても、その他一般人口統計より道德統計材料を汲みとる場合に、遭遇せざるが如き特色を伴ふ、詳言すれば一般人口統計特に離婚統計の範圍に於ける大量現象は、特に裁判手續に訴へて離婚を決定する諸國にありては、確實に限定せらるべく、然らざるも公法の特別規定により確かめらるべき大量に關するも、遂行されたる自殺につきて見ると、一切の場合に確かなりとすべきものは、死亡の事實そのものに限らるゝ Morselli が「何物も

\* cf. Schnapper-Arndt, op. cit., S. 577.

屍骸の如く、明確又客觀的なるはなし」Nulla è più evidente, più obiettivo d'un cadavere 氣短かに主張せるは、此限度に於てのみ眞なり、その以上に死因を自殺として限定し、かくて之を他殺、變死又は自然の死亡と區別することにつきては、多數の場合に他の道德統計現象同様に確かなる根據を缺けり、第一に前にも一言せる如く、自殺行爲と死亡生起との間に永き時日挿まり、その間數週數ヶ月を經過し、虞らくは又數年に及ぶがために、査定に大困難を告ぐべき、事例起ること珍しからず、自殺の意志ありし者、自宅又はその他の私的看護に委ねられ、又は醫師を替へたりとせんか、死因査定の方法上自殺の統計的査定は殆んどその望なし、その人が公けの病院に收容さるゝ場合にありても、醫師の診斷を経たる傷害又は病氣による死因報告中、多くの場合に自殺行爲を殆んど不問に付す、又凡て是等の場合に何等重大の結果を伴はざりし、自殺未遂は全く不問に付せらる、次に一般に自殺の疑ある事例につき、最も注意深き診斷を行ひ、又その行爲のあらゆる事情を斟酌するに拘はらず、明確の決定を下し兼ねべきことは珍しからず、死亡の事實を届出でたる私人の此點に關する認定も、役所の手に渡り、依りてその事件を取扱へる行政廳又は裁判所により下されたる査定も、決して確實の根據によれることなくして、寧ろ多少の根據によれる推測を本とす、されば中にも痴情關係の疑を伴へる自殺の如き、事件の真相を確かめ兼ねる場合少からず、かくて世の噂に上りても、「世間といふものは、解決が好きだから、警察が

\* cf. Wadler, op. cit., SS. 660—662.

殺人犯の自白を迫るより、もつと亂暴に「判定し去る(本年四月三十日大阪毎日新聞夕刊参照)」とせらるゝに至る、その外尙統計の原材料として記録されたる原報告につき後に確かめられたる正誤あるに拘はらず、之に相應して統計々數を動かせることなきがために、幾分の不定を惹起すことあるべきことも注意すべし。

かく不確實の元素あるがために、實際の自殺が全く自殺として認識されざるか、或は親近者により自殺として認識せらるゝに拘はらず、自殺として報告されず、かくて官廳の記録上自殺として記録されざるの結果を生じ得べし、特に従前にありては自殺行爲に、何れの國にても殆んど皆手答へある不利益を伴はしめ、寺院法にありては今日尙内規に屬すべき規定あり、現今多くの國の民法は全く此問題を取扱はざるも、數國(英、四、帝政露、瑞典)の刑法は、自殺未遂及之が煽動又は幫助に刑の制裁を付するの事情あると、並にその他の社會的不利益を免れんとするの希望とに促され、自殺數の査定を一層困難ならしむるの結果を生ず、自殺者の家族は死者に對する敬吊のため、又家族のことを顧み教會關係の結果を氣遣ふために、遂行されたる自殺の事實を、出来るだけ秘密に付し又は陰蔽することに大なる興味を惹く、此點に付此種の事例に關する死亡廣告の文句は、心理的に注目の値あり、即ち自殺につき何事をも告げず、殆んど常に變死又は普通の死亡によるものとす\*、而して凡て右の如き場合官廳の自殺數は、過少に報告せらるべし。されど又

\* cf. Wadler. op. cit., S. 661.

他の一面に於て自然の死因特に又變死が、自殺の外觀を呈せるがために、當該事例を自殺中に算入するに至るが如き場合も起る、この點につき特に劇藥自殺に關聯して、藥物誤用による死、毒殺、飲食物の中毒による死亡が、自殺と誤認せらるゝの例少からざるを注意すべし、次に又發見されたる屍體特に溺死者を、死因の記録上普通なる處置として、自殺に組入るゝは特に意義あり、されば官廳の自殺數には、實際自殺の脱漏を伴ふのみならず、その中には實際上自殺たらざる事例を、不正に算入せるものをも含むことを、何時も銘記するの要あり、(社會統計論綱再版四九五及四九六頁參照)その外尙國別又は地方別の自殺統計につきましては、その統計中に旅行者の自殺も亦計入さるべきも、嚴正に論ずるときは、是等はその本國又は常住地に歸すべきものなり、旅行心及旅行の便易に富める現時代にありては、かゝる事例は決して稀ならず、否自殺の頻繁率につき、第一位に立てる Monaco 國は、此名聲を一に外來漫遊者の自殺により得るものなり、而して此事例につきては、之が理由を發見するに困ます\*。

記録に洩れたる自殺の事例につきては、如何なる計數的査定及見積をも、施し兼ねるは自明なれど、不當に自殺に算入せるもの、可能的に存在すすべき事例の割合につきては、周到に分類されたる自殺統計上、之を窺はしむることゝなし得べし、普國統計は可能的に存在すべき不當の算入を、決定するの目的に出づる、統計材料を授くるものゝ一例として擧げ得べし、即ちその統

\* cf. Schnapper-Arndt, op. cit., S. 578.

計によれば自殺に數へ込みたる事例中、可能的に不當に算入せりとすべきもの二種を示せり、他人による殺害の疑ありとなすものはその一なり、變死の可能を全然問題外とはせざるものはその二なり、一九〇七年の例によるに、普國の自殺七六四三中、第一種のもの一六、第二種のもの二三四あり、從ひて同年に於ける自殺中、不當算入の方面に於ける不定係數は、三・三%とすべきこととなる。

全體として一般に假定し得べし、脱漏の數は誤りて算入せらるゝもの、數に勝るべく、從ひて又一切の自殺數は、一般に過少に示さると、されど之と共に又脱漏の割合は、特に地方別及社會階級別上、決して齊一の大きを示すことなきを、銘記するの要あり。

## 二

右の趣旨に關聯し Raths, Die Häufigkeit der Selbstmorde in den grosseren Orten des Deutschen Reichs. Med. stat. Mitt. des Gesundheitsamtes 1895, II. S. 175 u. ff. は注目を以て表徴立證の一事例を指摘したり、即ち氏は計數に論據を求めつゝ、獨逸帝國自殺數の地方別によるに、低き自殺數と非業の他の死亡、換言すれば變死の高き數との間に、著しき符合を發見することを指摘し、かくて低き自殺數を有する地方にては、自殺者の遺族がその望を達するの見込ある限り、自殺の代りに變死を死因として登録することを選び、由りて埋葬に際し、自殺により死せるその親

族の屍體に、何かの侮辱加へらるゝことを防がんとするは珍しからずとの、推測を下したり、かく自殺は外聞により左右さるべき以外に、親族により示さるゝ特別の人身的關係は、此點につき影響する所多しとすべきや、前にも述べし所なるが、此事情も亦地方により社會階級により、相違を示すべく、引いて又自殺の陰蔽上不齊一を生せしむとすべし、兎に角變死數と自殺數との間に、逆行の關係ありとせる Raths の假説に關し、同氏が論據として利用せる計數は、學問上動かすべからざる論結を、下さしむるに足らずとすべきも、その問題は綿密なる學問的特別研究の、題目たらしむるの値あり、之につき瑞士一八八一乃至九〇の十年間に關して現存せる研究は、Raths の推測とは反對の結果を示す。而して Raths の推定及かゝる統計技術上の誤謬により、計數の脱漏を生むの例あることは、人口動態統計の他の範圍にも示さる、即ち死産の頻繁度數と、乳兒死亡とは同様な關係に立てり。<sup>\*\*</sup>

### 三

右の如き事情あるため、永年の間伯林市統計の傑出せる主宰者たりし R. Boek を促し、自殺統計に對し一概に疑を挿ましめ、信頼すべき自殺統計の可能を拒ましむるに至れり、氏は伯林市統計年報 Statistisches Jahrbuch für die Stadt Berlin 中、外觀上自殺行はれたりとすべき、事例の數を重ねて特に掲げたることを、年々附記したり、而も亦その計數は「統計學者界により」、希望

\* cf. Wadler, op. cit., 662.

せらるゝ所なるを以て、之を報告するものなりとし、その數の不完全なるや顯著なり、蓋し自殺の事實は多くの場合に明かにせられず、その事例の一部は多分變死の目中に算入さるべきのみならず、定義よろしきを得たる一病名を、付せらるゝことなき他の死因中にも亦含まるべきを以てなりとせり。是等の困難たる素より眞面目なる統計家としては、銘記するの要ある所なるも、之がために自殺統計を全く排斥するは、角を矯めんがために牛を殺すの類にして、道徳統計論よりその重要な支柱を奪はんとするものたり、假りに之を是認せんか、その道理上刑事統計全部をも、亦無意義とするの要あること、ならん、素より自殺統計の研究目的を果さんとするに當り、惹起さるべき右の特色に鑑み、此範圍に於ける材料收得につきては、出来るだけ良成績を擧げんことに、特別の注意を注ぐべきのみならず、その計數の利用特にその國際比較につきては、批判的評價を怠るべきに非ず、唯之を一括して考ふるに、特殊の事例につき遭遇すべき、右の不確實あるに拘はらず、別に又確實に査定されたる事例の、特別精選大量備はるを以て、その大量の模様を察し、かくて意義ある自殺現象の道徳統計的評價を、之に伴はしむるを得べく、現に又全結果の一部とすべきに拘はらず、特に自殺大量の形態學的類別によりても、屢々その關係につき可なり明確なる洞察を遂げしむるは著名なり。